

第2号様式

令和元年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和元年6月26日(水) 14:15~15:30 法務省共用会議室4(大臣官房施設課旧入札室)	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成30年12月1日から平成31年3月31日まで	
抽出案件	総件数 130件	(備考)
工 一 般 競 争	75件	
標 準 指 名 競 争	1件	
事 随 意 契 約	46件	
業 簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 方 式	0件	
一 般 競 争	3件	
簡 易 公 募 型 競 争	0件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	5件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	参考見積書の徴取について のルール化	検討する

意見・質問	回答
1 工事の発注状況について 意見・質問なし	
2 業務の発注状況について 意見・質問なし	
3 応札者が一者であった契約について 意見・質問なし	
4 指名停止の運用状況について ここ最近、少なくなっているが、運用方法の変更があったのか。	運用方法の変更はない。
<p>5 工事抽出案件について</p> <p>(1) 平成29年度京都刑務所受変電設備更新等工事（第2期）</p> <p>落札率が非常に高くなった理由について、特定の業者から見積書を徴収していて、その見積書を基に予定価格が組まれていたことが原因なのか。</p> <p>各項目で最低金額を採用したとのことだが、それは全て落札者のものか。</p> <p>予定価格を作成するに当たっては、共通仮設費などは、直接工事費の比率で積算されているのか。</p> <p>直接工事費は、どの業者の見積書が採用されているのか。</p> <p>入札に参加を希望した他の2者からは見積書を徴取していないのか。</p>	<p>3者から見積書を徴取していた。多くの項目について、3者を比較した上で、最低金額を採用していた。また、一部は公表単価を採用し、予定価格を積算していた。</p> <p>落札者以外の見積りも入っていた。今回の工事では、キュービクル本体の金額が一番高かったが、キュービクル部分については、落札業者の見積価格が採用されている。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>特定の1者の見積りの金額のみが採用されている訳ではない。</p> <p>入札に参加を希望した2者とは別の2者から見積書を徴取していた。</p>

競争者がもう一者でもあれば、少しでも低い価格で入札しなければならぬというプレッシャーが生じたかも知れないが、入札に参加を希望していた3者のうち、2者が辞退している。

予定価格が事前に公表されるものでもないにも関わらず、落札額が予定価格に非常に近接している。

予定価格の積算において、見積書の平均の価格を採用したり、最低の価格を採用したりする方法があるが、一般的には最低の価格を採用するように指導や要領が定められているのか。

3者とも紙入札か。

紙入札の申請に際して、何らかの理由を記載させるべきではないか。

辞退した者の辞退理由は確認したのか。

(2) 平成30年度広島刑務所尾道支所

応札者は、他の業者の有無について事前に知り得ない。粛々と予定価格を積算し、入札・開札を実施したら、このような結果になったと認識している。

なお、入札の全体的な傾向として、落札率は、高めになりつつあるようであり、そういう傾向も落札率が近接した要因と考えられる。

案件にもよるが、本省で積算する場合は、各項目の最低額を採用していくということはない。また、見積りの平均額を採用することもしていない。各者が提出した見積書の総額を踏まえ、一番低い総額を提示した者の見積書の各項目を基準として査定をするのが通例である。

いずれにしても、積算方法は決まったものではなく、本件は、先に説明した手法が採用されたということである。

紙入札である。

申請さえすれば承認することとしており、紙入札を希望することの理由までは求めていない。不必要にハードルを上げることは、工事を請け負ってもらえる業者が少ない現状からすると、更に入札参加者を少なくしてしまうことになる。

本件の工期が短かった関係で、キュービクルの納期が間に合わない可能性があるということで辞退したとのことである。

## 保安収容棟改修工事

意見・質問なし

### (3) 大阪医療刑務所新営準備（建築） 工事

本件は2回の入札で落札できずに不落随契に移行した案件であるが、1回目入札における2番札の業者が、2回目入札において、最終落札業者の1回目入札金額よりも高い金額で入札しているのは、なぜか。入札のルールを理解していないのか。

紙入札の業者が落札しているが、紙入札の場合、どのようなメリットがあるのか。

まれに、1回目の最低額の入札金額よりも高い金額を2回目に入札し、入札辞退の意思表示をする業者があるが、本件もそのような案件と思われる。

特別にメリットがあるわけではないが、紙入札の業者は、入札に立ち会うことが多いことから、落札後に、そのまま発注者側と契約手続等に係る打合せを実施することが可能である。

## 6 業務抽出案件について

### (1) 平成30年度札幌刑務所札幌刑務支所職業訓練棟等改修工事実施設計業務

予定価格の算定資料にある参考見積書は、どのような位置付けの資料か。

本件では、参考見積書を徴取する必要があったのか。

参考見積書を取る場合と取らない場合というのは、内規等で具体的に決まっているのか。

本件は改修設計業務であり、単純な新営工事と異なる業務内容のため、予定価格を作成する際に、見積書を徴取したものと思われる。

設計事務所によって人工の見積りに幅があるため、どれくらいの人工が必要となるかを見極めるために参考見積書を徴取したものと思われる。

明確な規定はない。  
業務内容によって相違するが、本省発注の場合、業務内容が複雑ではなく、人工の算定が容易な場合は、徴取していない。

<p>今後の課題として、参考見積書を徴取する場合と徴取しない場合とをルール化しておいたほうがいいのではないか。</p>	<p>検討させていただく。</p>
<p><b>(2) 平成30年度宮城刑務所北収容棟等実施設計業務</b></p> <p>随意契約以外ではできない案件だったのか。</p>	<p>元の契約（当初設計業務）に基づいて実施する業務であることに加えて、行政庁等との継続的な調整業務などもあるため、随意契約以外では困難と判断したものである。</p>
<p>変更契約にするのか、本件のように随意契約にするのか、という点に関しては、ルールがあるのか。</p>	<p>元の契約が履行中であれば変更契約になるが、本件は、元の契約自体は既に完了していることから、改めて契約したものである。</p>